

令和3年1月

各位

東日本建設業保証株式会社
茨城支店

城里町が建設コンサルタント業務へ 前払金制度を導入しました

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、公共工事の前払金保証事業につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、城里町が建設コンサルタント業務に前払金制度を導入したのでお知らせいたします。

対象は令和3年1月1日以降に発注する契約金額が500万円以上の案件で、契約金額の10分の3以内の額を前払金として請求可能となります。

なお、同町の制度導入を踏まえた県内市町村における建設コンサルタント業務への前払金制度導入状況は次葉のとおりですので、ご参考にしていただけますと幸いです。

また、当社といたしましては、引き続き建設コンサルタント業務における前払金制度未導入の市町に対し、制度を導入いただけるよう取り組んでまいりますので、引き続き、皆様からのご要望等をお聞かせ下さい。

敬 具

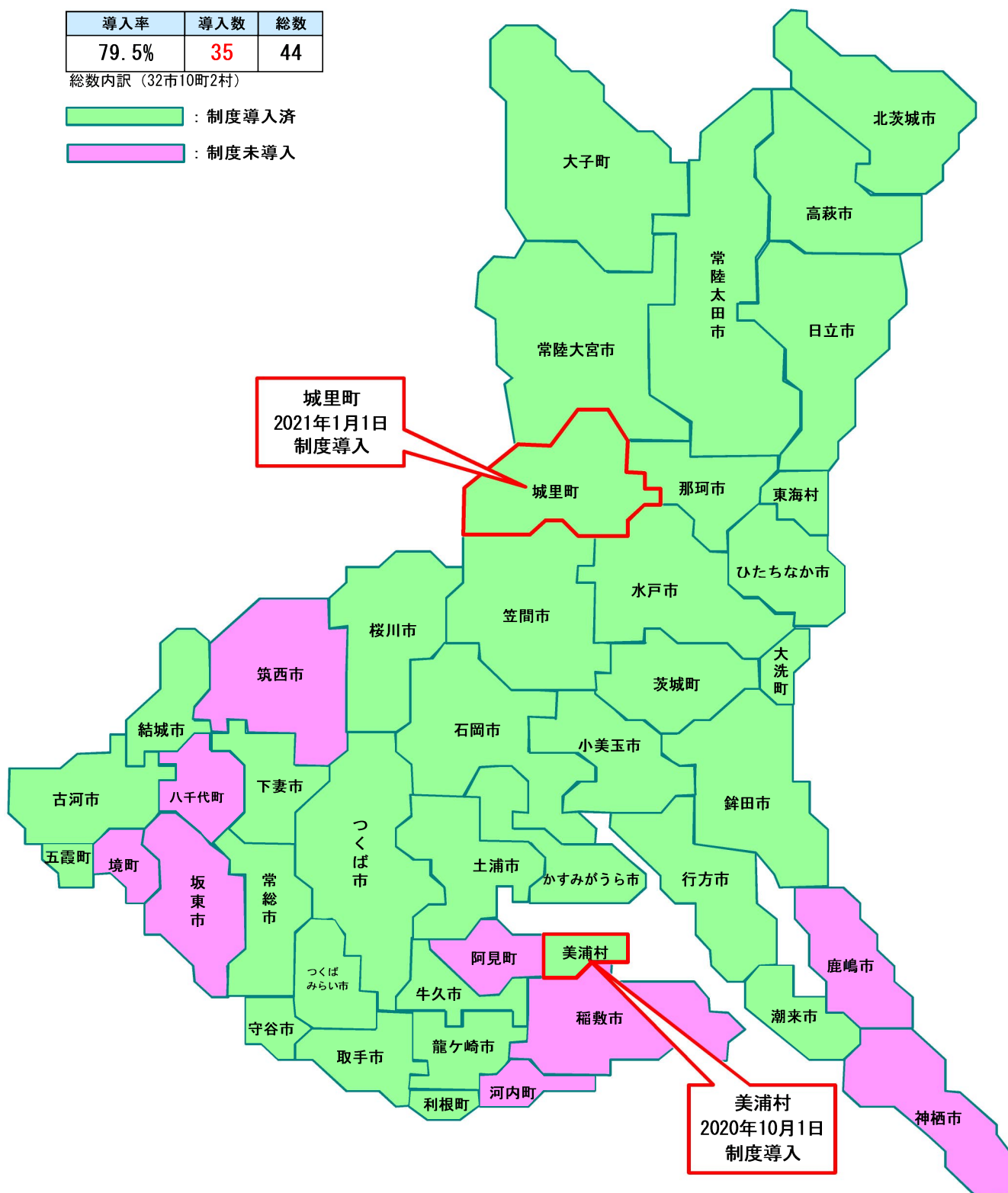
※ 簡単な手続きで前払金をご利用いただける「小口保証」のご案内も添付いたしましたので、内容をご確認下さい。

建設コンサルタント業務への前金払制度導入状況 (2021年1月1日現在)

導入率	導入数	総数
79.5%	35	44

総数内訳 (32市10町2村)

- : 制度導入済
- : 制度未導入



茨城県市町村別実施基準一覧表（建設コンサルタント業務）

東日本建設業保証（株）調べ

2021年1月1日現在

地域	発注者	前払金			契約保証金	備考
		適用金額	率	工期	適用金額	
	茨城県	50万円以上	30%	—	未導入	
県北地域	日立市	130万円以上	30%	—	未導入	
	常陸太田市	500万円以上	30%	60日以上	未導入	
	高萩市	200万円以上	30%	6ヶ月以上	未導入	
	北茨城市	50万円以上	30%	—	500万円以上	前払金の適用金額について、測量は30万円以上。
	ひたちなか市	500万円以上	30%	31日以上	未導入	
	常陸大宮市	200万円以上	30%	—	未導入	
	那珂市	500万円以上	30%	—	未導入	予定金額500万円以上が支出対象
	東海村	300万円以上	30%	31日以上	300万円以上	
	大子町	100万円以上	30%	—	未導入	
	県央地域	水戸市	130万円以上	30%	—	未導入
笠間市		500万円以上	30%	—	未導入	
小美玉市		500万円以上	30%	—	未導入	
茨城町		500万円以上	30%	—	未導入	
大洗町		500万円以上	30%	—	未導入	
城里町		500万円以上	30%	—	未導入	
鹿行地域	鹿嶋市	未導入	—	—	未導入	
	潮来市	500万円以上	30%	—	未導入	
	神栖市	未導入	—	—	未導入	
	行方市	500万円以上	30%	—	未導入	
	鉾田市	500万円以上	30%	—	未導入	
県南地域	土浦市	500万円以上	30%	—	500万円以上	
	石岡市	500万円以上	30%	—	500万円以上	
	龍ヶ崎市	500万円以上	30%	—	500万円以上	
	取手市	500万円以上	30%	—	未導入	前払金の限度額について、1億円を超える場合は別途協議。 測量の限度額は1,000万円。
	牛久市	500万円以上	30%	—	500万円以上	
	つくば市	500万円以上	30%	—	未導入	
	守谷市	500万円以上	30%	—	未導入	
	稲敷市	未導入	—	—	未導入	
	かすみがうら市	500万円以上	30%	—	未導入	
	つくばみらい市	500万円以上	30%	61日以上	未導入	
	美浦村	500万円以上	30%	—	未導入	
	阿見町	未導入	—	—	未導入	
	河内町	未導入	—	—	未導入	
	利根町	50万円以上	30%	—	未導入	
県西地域	古河市	500万円以上	30%	—	500万円以上	
	結城市	500万円以上	30%	31日以上	未導入	
	下妻市	500万円以上	30%	150日以上	500万円以上	
	常総市	500万円以上	30%	60日以上	500万円以上	契約保証金は工期60日以上に適用。
	筑西市	未導入	—	—	未導入	
	坂東市	未導入	—	—	未導入	
	桜川市	500万円以上	30%	31日以上	未導入	
	八千代町	未導入	—	—	未導入	
	五霞町	500万円以上	30%	—	100万円以上	
	境町	未導入	—	—	未導入	

「小口保証」のご案内

■ 「小口保証」とは？

契約金額（消費税を含む）1,000万円以下の業務委託が「小口保証」となります。

■ 「小口保証」申込の際の必要書類

1. 前払金保証申込書
2. 請負契約の内容が確認できる書類（請負契約書等）
3. 前払金使途内訳明細書※

※保証申込の際に支払先等が確定していない場合は、後日提出していただくことができます

「小口保証」の場合は、「支払先が確認できる書類」の提出は不要です。

■ 「小口保証」の払出手続

前払金を払い出す際は、前払金使途内訳明細書のご提出後に当社からお渡しする「小口保証」専用の預託金払出依頼書を金融機関にご提出ください。

「小口保証」の払出しは、「証明資料等」のご用意は不要です。

お申込みも払出しも手続きが簡単な小口保証のお申込みをお待ちしております。

《お問合せ先》

東日本建設業保証株式会社 茨城支店

〒310-0062

水戸市大町3-1-22

TEL 029-221-3800

FAX 0120-027-306